

公金債権回収業務における試行自治体の実施状況の概要 (平成 25 年度及び平成 26 年度の実績)

地方公共サービス小委員会事務局

1 試行自治体の概要

(1) 試行自治体選定の目的

地方自治体における公金の債権回収業務を民間委託する場合、多大な事務負担がかかることが想定されることから、民間委託を試行する自治体（以下「試行自治体」という）を募集し、内閣府において必要な支援を行うことで、自治体の事務負担の軽減を目指すことを目的とする。

また、事業の実施状況を踏まえ、評価を行うとともに、論点整理、好事例の収集等を実施し、より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデル提案を目指すことも目的とする。

(2) 試行自治体選定経過

- 1) 地方公共サービス小委員会（以下「当委員会」という）において、債権回収業務の民間委託を試行する自治体を平成 24 年 12 月 18 日から平成 25 年 1 月 31 日までの期間で募集したところ、11 自治体から応募有。
- 2) これを踏まえ、応募のあった 11 自治体すべてを試行自治体として選定することを平成 25 年 2 月 14 日の当委員会で決定。

(3) 内閣府から各試行自治体への支援内容

- 1) 法令に従った適正な債権管理に関する助言
- 2) 民間委託に当たっての支援（仕様書、契約書等への助言等）
- 3) 業務運営に当たっての支援（研修講師となる弁護士の紹介等）
- 4) 業績評価に当たっての支援（評価項目に関する助言等）

2 各試行自治体における平成 25 年度及び平成 26 年度の実績

(1) 全体的事項

- 1) 各試行自治体における取組概要
 - 債権回収業務の委託（後掲「(2) 1)」参照）
 - 職員向け研修の実施（後掲「(2) 2)」参照）
 - その他の取組（後掲「(2) 3)」参照）
 - 2) 取組によって得られた成果・課題
 - 債権回収業務の委託について、平成 25 年より受託者（弁護士、サービサー）の名で催告をすることで、自治体からの連絡では接触の取れなかった滞納者からの連絡があった。これを契機に、納付や分納誓約につながった。
 - 職員向け研修については、実務経験のある弁護士から直接実践的な司法手続を学ぶことで、業務の流れを把握するとともに、緊張感が生まれ、債権回収への意識づけが高まった。
 - 上記の各取組を試行した結果、試行自治体ごとに更なる効果を得るための課題が明らかになった。各試行自治体においては、平成 27 年度以降、これらの課題解決を目指すための取組を進めていくことが期待される。
- 〈具体的な課題事例〉
- ・単年度契約から複数年度契約への移行
 - ・納付に至らない滞納者への訴訟提起の扱い 等

(2) 各試行自治体における個別の取組事項(※)

1) 債権回収業務の委託

自治体名	対象債権	受託者	委託総額等	得られた効果
		契約期間		
岐阜県	母子寡婦福祉資金貸付金	サービス	委託債権額： 38,114 千円	○現金回収率 9.1pt 増(過年度分) ・委託前：14.2% (平成 24 年度) ・委託後：23.3% (平成 25 年度) ○再三の催告にも応じない者や管外の遠方に転居し回収に必要な以上の費用がかかる者等、回収が困難な債権(過年度分)について回収ができた。 ○これまで滞納整理に相応の時間を費やしたひとり親相談員等が本来の相談業務に傾注できるようになった。 ※委託料： 成功報酬(現金回収額の 18.0%に消費税を加えた額)
			現金回収額： 6,851 千円	
		平成 25 年 8 月 ～ 平成 26 年 3 月	委託債権額に対する回収率： 18.0%	
			その他分納合意の成立した額： 一千円	
静岡県	奨学金返還金	サービス	委託債権額： 13,568 千円	○現金回収率 5.82pt 増(過年度分) ・委託前：10.31% (平成 24 年度) ・委託後：16.13% (平成 25 年度) ○サービス一名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。 ※委託料： 成功報酬(現金回収額の 28%に消費税を加えた額)
			現金回収額： 4,545 千円	
		平成 25 年 7 月 ～ 平成 26 年 3 月	委託債権額に対する回収率： 33.5%	
			その他分納合意の成立した額： 4,528 千円	
栃木県	病院の診療料金等	弁護士法人	委託債権額： 16,000 千円	○現金回収率 5.0pt 増 ・委託前：0% (平成 25 年度) ・委託後：5.0% ○弁護士名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。 ※委託料： 成功報酬(現金回収額の 30%に消費税を加えた額)
			現金回収額： 800 千円	
		平成 25 年 8 月 ～ 平成 26 年 3 月	委託債権額に対する回収率： 5.0%	
			その他分納合意の成立した額： 一千円	

長野県	母子寡婦福祉資金貸付金	サービサー	委託債権額： 17,148 千円	○現金回収率 11.9pt 増 ・委託前：7.9%（平成 23 年度） ・委託後：19.8%（平成 25 年度） ○サービサー名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。 ※委託料： 成功報酬（現金回収額の 30%に消費税を加えた額）
			現金回収額： 3,402 千円	
		平成 25 年 10 月 ～ 平成 26 年 3 月	委託債権額に対する回収率： 19.8%	
			その他分納合意の成立した額： 2,113 千円	
八尾市	公営住宅使用料等	弁護士及び 弁護士法人の 共同事業体	委託債権額： 32,253 千円	○職員ではなかなか着手できなかった退去済の滞納者の債権回収を民間の力で実施できるようになった。 ※委託料： ①成功報酬（現金回収額の 40%に消費税を加えた額） ②回収不能事案における報告書作成 1 件当たり 5 千円に消費税を加えた額
			現金回収額： 976 千円	
		平成 26 年 4 月 ～ 平成 26 年 12 月	委託債権額に対する回収率： 3.0%	
			その他分納合意の成立した額： 5,677 千円	
湯河原町	水道料金、温泉使用料	弁護士	委託債権額： 10,085 千円	○現金回収率 (1) 平成 25 年度水道料金 2.3pt 増 ・委託債権回収分を含めない収納率 41.6% ・委託債権回収分を含めた収納率 43.9% (2) 平成 25 年度温泉使用料 7.6pt 増 ・委託債権回収分を含めない収納率 67.7% ・委託債権回収分を含めた収納率 75.4% ○弁護士名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。 ※委託料： ①成功報酬（1 人の対象者につき回収額の 30%に消費税を加えた額。ただし、回収金額が 500 千円を超えた場合、超えた金額については 25%） ②受託者が 3 回催告しても回収できなかった場合 1 人当たり 3 千円
			現金回収額： 3,124 千円	
		平成 25 年 8 月 ～ 平成 26 年 3 月	委託債権額に対する回収率： 31.0%	
			その他分納合意の成立した額： 3,952 千円	

2) 職員向け研修の実施

自治体名	受託者	実施状況	得られた効果
千葉市	弁護士	平成 25 年 6 月から 11 月の計 10 回	○債権管理の一連の流れを順序立てて習得することができたため、事務の全体像を把握することができた。 ○研修を踏まえ、支払督促・訴訟を実施するほか、仮差押え手続を 2 件実施した。
姫路市	弁護士	平成 25 年 8 月の 1 回	○演習形式で実施したことにより、司法手続をスムーズに行うことができるようになった。 ○実際に研修終了後、支払督促の申し立てを行い、7 件の債権のうち、6 件について分納合意することができた。

3) その他の取組

自治体名	取組概要・ 対象債権	受託者	取組内容
		契約期間	
稲敷市	・自主的納付の呼びかけ及びこれに関連する事項 ・市税、保険料	民間事業者 (コールセンター) ※個別事案に当たっては、弁護士、司法書士も活用	○コールセンターを活用した自主的納付の呼びかけについて、①滞納処分前までの業務全般の民間委託の活用、②民間事業者とのシステム共有化、③セキュリティ対策につき、法令面、契約面及びシステム面等の検討を実施。 ○さらに、上記の検討のほか、以下の個別事例に係る取組を実施。 ・短期放置物件及び長期放置物件の相続財産管理人選任申立の検討 ➢家庭裁判所と交渉し、取組の支障となっていた予納金をゼロとする申立を実現 ・消費者金融に対する債権差押等の検討 ➢申立事件全件につき取立を実施 ・特別代理人による不動産の競売 ・住宅ローン等の返済困難者への民事再生を用いた救済 ・弁護士、司法書士との連携による多重債務等の解決
		平成 26 年 10 月より試行的に実施し、平成 27 年度以降に本運用開始予定	
伊万里市	・電話による自主的納付の呼びかけ ・市税	民間事業者 (コールセンター)	○新たに実施した軽自動車税について、収納率 0.3 ポイント上昇 ○その他、文書だけでは反応の薄い滞納者に対し呼びかけることにより、窓口折衝、相談の早期開始につながっている。
		平成 25 年 10 月～ 平成 26 年 3 月	
北本市	・滞納整理の業務委託 ・市税・保険料	弁護士	○財産はあるが相続人が存在しない滞納事案（1 件）について、弁護士に業務委託し、相続財産管理人選任のために裁判所に提出する申立て書の作成や、相続財産管理人が選任された以降、終了するまでの間の事務手続きを行い、債権回収を進めた。これにより、当自治体納税課所管の滞納額が全額回収される見込みである。 ○困難事案の解消のため、専門知識を持っている弁護士を活用することで、職員が多くの労力や時間を要することなく滞納整理を進めることができた。
		平成 26 年 2 月～ (平成 26 年度内に終結見込み)	

※各試行自治体の詳細な実施結果については、当委員会ホームページ「各試行自治体の実施結果」(<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/chihoubukai/chihoubukai.html>)を参照

以 上

公金債権回収業務における試行自治体の実施結果のまとめ

目的

- ①地方自治体において公金の債権回収業務を民間委託する場合、多大な事務負担がかかることが想定されることから、民間委託を試行する自治体(試行自治体)を募集し、内閣府において必要な支援を行うことで、自治体の事務負担の軽減を目指す。
- ②事業の実施状況を踏まえ、評価を行うとともに、論点整理、好事例の収集等を実施し、より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデルの提案を目指す。

選定

公募の結果、全国で11団体を選定(平成25年2月)
稲敷市(茨城県)、伊万里市(佐賀県)、北本市(埼玉県)、岐阜県、静岡県、千葉市(千葉県)、
栃木県、長野県、姫路市(兵庫県)、八尾市(大阪府)、湯河原町(神奈川県)

実施

試行自治体で実施(平成25年度～)
○債権回収業務の民間委託
○民間委託による自主的納付の呼びかけ
○滞納整理の業務委託
○弁護士による職員向け研修 等

【内閣府の支援】

- 債権回収の民間委託における事業者選定に当たり、募集要項、仕様書、評価表等について注意点、法令 解釈等の助言
- 他の自治体の先進事例の例示(民間委託の実施に必要な手順及びスケジュール等)
- 研修講師となる弁護士の紹介 等

成果

回収額の確保、回収率の向上、滞納者との接触、他業務への注力、
困難案件の解決、職員の資質の向上、職員による法的手続の実施 等

展開

地方公共サービス小委員会報告書への反映
(平成26年3月)

「委託に当たってのチェックポイント」や
「試行自治体等で使われた仕様書等の実例」等を掲載

内閣府HPで各試行自治体の実施結果の公表
(平成27年3月)

多岐にわたる具体的な実施内容を掲載
すべての試行自治体において26年度も継続実施

自治体にとって必要かつ有益となる数多くの情報を水平展開
→ より効果的・効率的な債権回収の広域的な推進へ